

平成 29 年度第 3 回

広島県海域利用審査会資料

平成 29 年 10 月 24 日（火）
広島県庁農林庁舎 1 階会議室

「放置艇解消のための基本方針」の構成（案）

1 前文

第1回審査会

（1）策定趣旨

- ・ これまで進めてきた「係留保管施設の整備」と「放置等禁止区域の指定」による放置艇対策を補完する「既存ストックを活用した柔軟な対策」や「廃船処理の促進策」、「保管場所確保の義務化のあり方」などを整理する「放置艇解消のための基本方針」を策定する。

（2）目指すべき姿

- ・ 平成34年度までに県全体の放置艇をゼロにする。
 - ① 全てのプレジャーボートを管理者の監督下（許可状態）とする。
 - ② 使用されずに放置されている「廃船」をゼロにする。

2 船舶の定義

第2回審査会

（1）対象船舶

- ・ 基本方針の対象船舶は、プレジャーボートであるが、禁止区域における禁止物件の扱い及び廃船処理においては、漁船も対象とする。

（2）船種ごとの分類表

- ・ 船舶を分類して定義を明確にし、プレジャーボートをモーターボート・ヨット類と漁船登録をしていない遊漁船に区分。

3 類型別対応方針

（1）類型別対応方針の必要性

- ・ 各港・地区の特性に応じて類型別対応方針を当てはめ、計画的かつ効率的に対策を進めていく。

（2）類型別対応方針（案）

- （A類型）全ての船舶の係留を禁止
- （B類型）漁船のみ係留を認める
- （C類型）漁船・遊漁船のみ係留を認める
- （D類型）漁船・遊漁船・プレジャーボートの係留を認めるが、係留場所の棲み分けを図る
- （E類型）係留場所の安全性を確保した上で、漁船・遊漁船・プレジャーボートの係留を認める

4 既存ストックを活用した柔軟な対策（係留可能場所の確保）

（1）係留許可が可能な場所及び設備

① 総論

- ・ 既存の港湾・漁港施設内の静穏域等を活用して、プレジャーボートの係留保管場所を確保する。

② 係留を可能とする場所

- ・ 泊地，船だまり，防波堤の内側，岸壁及び物揚場の前面，入り江など

③ 設置を可能とする係留設備

- ・ 栈橋，渡橋，はしご，係船環，係船柱，防舷材，ロープなど

④ その他

- ・ 係留保管場所が不足する港・地区には，暫定係留区域を認める。
- ・ 駐車場は，利用者による自主的な確保を前提とする。
- ・ 地元住民が長年にわたり係留している場所については，可能な限り優先する。

（2）許可・料金設定のあり方

第3回審査会

① 許可の考え方

- ・ 港湾及び漁港においては，係留可能場所を「小型船舶用泊地」として指定し，施設の使用許可による。
- ・ ただし，民間団体等がマリーナ等を設置・運営する場合は，水域の占用許可による。

② 料金設定の考え方

- ・ 「小型船舶用泊地」の料金については，既存ストック（防波堤，岸壁など）の活用を前提として，他の係留保管施設との均衡を考慮した水準とする。
- ・ 料金の用途は，泊地の維持管理費，廃船処理費等に充てていくものとする。

（3）利用者団体等の活用

- ・ 許可事務の効率化を図り，許可艇への切替えを加速するため，団体に対する許可手続を導入する。
- ・ 既存のローカルルールを尊重し，利用調整を円滑に行うため，団体に管理業務の一部を任せるとも視野に入れる。

5 廃船処理の促進

(1) 廃船の定義の明確化

外形上明らかな廃船と認められるもののほか、一定の期間同一の場所に放置されている所有者不明船も廃船とみなし、廃船処理の早期着手を図る。

(2) 処理促進の方向性

・簡易代執行は、年次計画を立てて、計画的に進めるが、それに要する費用については、小型船舶用泊地の使用料を財源として活用することを検討する。

6 県民への意識啓発

基本方針の普及啓発のため、県のホームページ・広報誌への掲載や関係機関と連携した広報活動等を実施する。

7 保管場所確保の義務付け

小型船舶登録法に定める登録時に保管場所の証明を義務付けるよう国に法制化を求めていくが、その実現に時間を要することが想定されるため、県独自のプレジャーボート条例による保管場所確保の義務化を検討していく。